# 「篠田重晃障がい者大学進学助成基金」奨学生募集要項

公益財団法人大阪コミュニティ財団

1．応募資格（給付の対象者）

（1）京都府および福岡県内の国・公立高等学校（定時制、通信制を含む）または特別支援学校を2027年（令和９年）３月に卒業予定で、**同年４月に大学等※に進学を希望する者**

（2）向学心が強く、成績、人柄ともに優秀な者

（3）**障害者手帳（「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」のいずれか。級は問わない）を有している者**

（4）在学高等学校長の推薦を受けることができる者

（5）国籍は問わない

**※大学（４年制に限定しない）、短期大学、短期大学部を指します。但し、防衛大学校等の大学校や外国大学の日本校は含みません。**

2．採用予定人数

原則として毎年、京都府と福岡県内の高校生、合わせて８名。

3．奨学金の支給期間及び金額

（1）支給期間　大学に入学した月から卒業した月までとし、４年制大学は４年間、短期大学は２年間、６年制大学（学部）の場合６年間を限度とし、留年による期間延長は認めません。
但し、休学等の場合、その期間は支給しません。

（2）金額　年間480,000円を２回に分けて支給します。
（返済不要）

4．応募書類

（1）「篠田重晃障がい者大学進学助成基金」奨学生願書

（2）学校長の奨学生推薦書

（3）成績証明書（２年次のもの）

（4）障がい者手帳のコピー

（5）保護者の所得証明書等保護者の収入を証明する書類（令和８年度所得証明書）
役所等の市税課で受けられます。生活保護受給者の方は福祉事務所で発行の証明書で可。
願書の年間所得欄には、給与等の収入金額ではなく、総所得金額を記入して下さい。

（6）小論文（テーマ：「大学進学を希望する理由」800字程度）

※上記（1）（2）及び（6）のフォーマットは、当財団のホームページからダウンロードしてください。https://www.osaka-community.or.jp/shogaku/



5．応募書類の提出方法及び提出期限

（1）上記応募書類は、各高等学校から当財団事務局へ送付してください。個人からの直接申し込みは受け付けません。

（2）**各学校からの推薦者は１名**とします。

（3）応募書類の締め切りは、2026年11月24日（火）当日の消印有効とします。

6．決定方法

当財団の選考委員会にて、本人の向学心、成績、経済状況等を総合的に勘案して選考し、2027年３月の当財団理事会において正式決定します。
なお、採否に関するお問い合わせには応じられません。

7．選考結果通知及び奨学金の支給

（1）当財団事務局から、2027年３月中旬までに推薦校の校長を通じて選考結果を通知します。（内定）

（2）決定は、内定者が願書に記載の第３志望までの大学のいずれかに入学し、合格証明書（または在学証明書）を2027年4月10日（土）までに当財団に提出した時とします（志望大学に進学できなかった場合は資格を失います。ただし、その場合は翌年度に限り再度応募することを可能とします）。
なお、願書提出後に志望校を変更した場合は、2027年１月末までに当財団事務局に必ず連絡してください。

（3）奨学金は、原則として、毎年４月、10月の下旬に各240,000円を奨学生指定の口座へ振り込みます。

8．奨学金給付の停止および返還

奨学金給付決定後に退学、休学、学業成績・性行の不良等が判明した場合は、当財団の判断により、その返還を求める場合があります。

9．奨学生の義務

（1）１学年終了後、毎年４月１０日までに成績表を提出してください。

（2）年２回、当財団から依頼する生活状況等に関するレポートを作成し、提出してください。

（3）その他、事務局からの依頼事項等については、速やかに対応してください。

10．その他

提出された個人情報は、奨学生の選考およびそれに関連する連絡の場合のみに利用します。

**校内締切：10/23**

**申 込 先：野口**

以　上

**教室掲示**